

平成 23 年 3 月 30 日

各 位

大 阪 市

特名随意契約理由の公表について

大阪市では、特名随意契約の随意契約理由を公表していますが、平成 23 年度からは、随意契約の公正性、透明性の向上を図る観点から、一定金額以上の契約について、具体的かつ詳細な随意契約理由を公表することとします。

記

1. 公表の範囲

次の価格を超え、かつ、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号、第 5 号から第 7 号に該当する特名随意契約の案件

(1) 工事又は製造の請負	2,500,000 円
(2) 物品の買入れ	1,600,000 円
(3) 物件の借入れ	800,000 円
(4) 業務委託及びその他の請負契約	1,000,000 円

2. 実施案件及び公表時期

平成 23 年 4 月 1 日以降契約分から、四半期ごとに結果を取りまとめ、速やかに各所属ホームページ上に公表するものとします。